

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	民生委員推薦会費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	
			担当者名	中村	内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	民生委員推薦会費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 21年度		根拠	民生委員法・施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	福祉の基盤整備				
目的	地方自治法第138条の4に基づく附属機関として、民生委員・児童委員の選任にあたり、社会的要請に即応した的確な民生委員候補者を選出することを目的とし設置する。						
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：平成25年10月1日～平成28年9月30日]						
内容	<p>民生委員・児童委員に欠員が生じた場合に、推薦会を開催し、候補者を決定し、東京都知事あて推薦する。会議は非公開とする。委員の半数以上の出席で成立。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。</p> <p>ア 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査対象とする候補者※ 年4回[4・7・10・1月期]（一斉改選年度は、年3回[4・7・12月期]）</p> <p>イ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査を省略する候補者 年12回[毎月]</p> <p>※審査対象とする候補者「要説明者」に該当するもの ①常勤の被雇用者 ②現住所在住3年未満の者 ③担当区域（隣接区域を含む）外居住者 ④元民生委員 ⑤民生委員協議会出席率60%未満の者（一斉改選時の再任者） ⑥活動記録提出率80%未満の者（一斉改選時の再任者）</p>						
経過	昭和21年10月「方面委員令」と「民生委員令」の制定により民生委員の公平かつ民主的な人選を図るために設けられた組織である。昭和23年7月「民生委員法」の公布、昭和28年8月改正により、民生委員推薦会の組織改正、平成25年6月改正により推薦会委員の要件等の改正が行われた。						
必要性	法令に基づき必置である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		263	441	263	263	422
①決算額（27年度は見込み）		1	330	181	130	422	283	354
②人件費等		3,258	3,174	3,237	1,239	2,495	2,318	
③減価償却費			1,453	1,400	484	1,014	975	
【事務分担当】（%）		40	50	45	15	30	30	
合計（①+②+③）		3,259	4,957	4,818	1,853	3,931	3,576	354
特定財源								
国								
都	民生委員推薦会費都負担金	0	300	180	129	421	283	328
その他								
一般財源		3,259	4,657	4,638	1,724	3,510	3,293	26
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	開催回数	0回	5回	3回	2回	6回	3回	4回
	委員報酬（単価）	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円
	民生委員・児童委員定数（年度末）	198	200	200	200	200	200	200
	主任児童委員定数（年度末）	14	15	15	15	15	15	15

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	401	報酬	委員報酬	269	報酬	委員報酬	332
需用費	当日賄い	12	需用費	当日賄い	8	需用費	当日賄い	9
使用料等	使用料及び賃借料	5	役務費	郵便料	3	役務費	郵便料	4
役務費	郵便料	4	使用料等	使用料及び賃借料	2	使用料等	使用料及び賃借料	9

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	民生委員推薦会開催数	2	6	4	3	5	22年度、25年度、28年度は一斉改選
②	委員現員数（年度末）	200	200	200	200	200	民生・児童委員数
③	充足率	100	100	100	100	100	委員実績数÷委員定数

（問題点・課題分析）	地域の身近な「相談相手」で、行政や専門機関への「つなぎ役」である民生委員の役割が大きくなっている。民生委員が関わる事項は多様化かつ複雑化し業務量が年々増加しているため、地区によっては候補者が挙げられず、適任者の確保が困難な状況にある。 平成25年度の民生委員法改正により、民生委員の毎月委嘱が可能となったため、民生委員推薦会の開催増加や委嘱事務の煩雑化が見込まれる。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会の協力のもとPTAなど若い世代にも呼びかけ候補者の確保に取り組む。	民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会等の協力のもと、幅広い年齢層の候補者を確保することができた。	後任候補者は前任委員が確保するのが基本となるが、地域福祉に関心のある住民への行政からのアプローチ等を検討する。
②	推薦会開催数の増加が見込まれるため、開催時により多くの候補者の審議が出来るよう、他の欠員のある地区へ呼びかけをする。	一度の民生委員推薦会ごとに、可能な限り多くの候補者の審議を行った。	民生委員と行政・関係機関とのつながりを強化し、民生委員の業務量の適正化を検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

況議（要質問状）	23年三定 ・ 民生委員のなり手不足について
----------	------------------------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	民生委員活動費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	空閑
				内線	2616		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-01	民生委員活動費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業	○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	21年度	根拠	荒川区民生委員・児童委員及び協力員に対する活動費及び事務費の支給要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	福祉の基盤整備				
目的	民生委員・児童委員協議会の行う事業に対し、補助金の交付やその活動への支援を適切に行うことにより、区民が効果的な社会福祉サービスに結び付きやすい環境を整える。						
対象者等	○民生委員・児童委員：定数215名（会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名） ○民生・児童委員協力員：定数21名（1地区民児協に対し3名まで）						
内容	<p>【活動費・事務費の支出、協議会運営等に要する費用の負担】</p> <p>民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に対し、活動のための交通費等の活動費を4ヶ月毎に支給する。民生委員・児童委員に対して連絡通信費等の事務費を年度当初に支給する。また、協議会運営等に要する費用に対して適切な補助を行う。</p> <p>【協議会の主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員協議会を7地区（南千住東・南千住西・荒川・町屋・東尾久・西尾久・日暮里）で月1回開催。 民生委員活動について、委員同士での意見交換・情報共有を行う。 7つの専門部会（児童福祉・障がい者福祉・生活福祉・高齢者福祉・子育て支援・主任児童委員・広報）による部会活動を実施。各専門部会で、福祉についての意見交換や研修を実施する。施設見学等の全体研修会を年に1～2回実施する。広報部会では機関紙「みんきょう」を年に2回発行する。 						
経過	民生委員・児童委員数は、平成27年6月1日現在で215名（南千住東地区25名、南千住西地区29名、荒川地区34名、町屋地区30名、東尾久地区27名、西尾久地区25名、日暮里地区44名）。民生・児童委員協力員数は5名（南千住西地区1名、荒川地区3名、西尾久地区1名）。民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、15年度～22年度には一人当たり5,000円支給していたが、23年度から一人当たり8,000円に増額した。						
必要性	民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員の諸活動における必要経費（交通費、通信連絡費、毎月の会議にかかる経費、福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用等）に対する支援の必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国	都	民生委員・児童委員費都負担金	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
				特定財源						
一般財源				17,153	22,998	20,338	20,577	28,485	21,116	9,558
実績の推移	事項名			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	民生委員・児童委員定数（年度末）			212	215	215	215	215	215	
	協力員定数（年度末）			18	21	21	21	21	21	
	民生委員協議会開催日数			46	48	53	53	53	53	
	相談・支援件数（延べ）			3191	3326	3327	3725	3053	2497	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	活動費	30,104	報償費	活動費	29,811	報償費	活動費	30,342
負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	3,001	旅費	管外施設視察研修職員参加旅費	9	旅費	管外施設視察研修職員参加旅費	16
需用費	民生委員協議会賄い等	856	需用費	民生委員協議会賄い等	324	需用費	民生委員協議会賄い等	378
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	109	役務費	民生委員協議会開催通知郵送料、事務委託料、保険料等	146	役務費	民生委員協議会開催通知郵送料、事務委託料、保険料等	165
使用料等	合同民生委員協議会会場使用料	50	使用料等	合同民生委員協議会会場使用料	76	使用料等	合同民生委員協議会会場使用料	119
役務費	感謝状筆耕委託料、ボランティア活動保険料	12	負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	2,630	負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	3,223
旅費	管外施設視察研修職員参加旅費	12						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 民生委員・児童委員定数	215	215	215	215	215	
	② 民生委員協議会出席率	0.92	0.92	0.89	0.92	0.96	出席委員数÷委員現数
	③ ひと声運動対象者のべ人数	7845	8302	8672	8700	8800	

（問題点・課題）	高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者等の各領域における地域の身近な「相談相手」であり、専門機関への「つなぎ役」として、民生委員・児童委員活動は拡大傾向にある。地域福祉を担う民生委員・児童委員活動の重要性が増しているなか、委員への負担も年々増大している。民生委員・児童委員のPR活動及び委員一人ひとりに対する手厚い支援が今後より一層求められる。
	他区の実況 （実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区） ・活動費を上乗せしている区：12区（千代田・中央・港・文京・台東・目黒・大田・中野・北・練馬・足立・葛飾） ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区：3区（新宿・品川・江東）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一斉改選後の新体制で迎える新たな年度であるため、各地区民児協への支援、委員1人ひとりのサポートを適切に行う。	新体制でのスタートだったが各地区民児協・委員個人と適切な連携や情報提供を行い民生・児童委員活動に専念できる体制作りを支援できた。	民生委員・児童委員の日活動強化週間を含め、民生委員・児童委員活動についての更なるPR活動の機会・内容を充実させる。
②	活動が円滑に行えるよう、資料配布等の活動や民生委員による声掛けの充実を図り、区民に協議会活動を周知できるようサポートする。	展示物の掲示や積極的な声掛けとともに資料配布を行うことで、区民に対して民生委員・児童委員活動内容を知ってもらう契機となった。	荒川区民生委員・児童委員協議会の活動について、区民に対し積極的に周知活動を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域福祉分野における重要な役割を果たしている。今後も区が支援していく意義は大いにある。

況議（要質問状）	23年三定 民生委員はどのような仕事をし、一人当たりどれぐらいの世帯数を担当するのか。また、適任者の確保が難しい中、定数や定年制をどのように考えていくのか。さらにOBの方々の力を活用するべきではないか。
----------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-03	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名
		担当者名	中村	内線
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-01	貸付金		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	45年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	11	福祉の基盤整備	
目的	応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。			
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。			
内容	<p>【資格要件】・荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。・世帯の生計中心者である方。・住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可）・他から資金を借りることが困難な方。・貸付を受けた資金の返済が確実である方。・現にこの資金の貸付を受けていない方。・確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めたときは省略することができる。）</p> <p>【応急に必要とする費用の種類と貸付限度額】※60万円まで（特認額）償還期間3年4ヶ月（40ヶ月）・災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用・傷病の治療に要する費用・就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用・区内転居のために要する費用 ※30万円まで（一般）償還期限2年6ヶ月（30ヶ月）・生活必需品（食料等）の購入費用・親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用・居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用</p> <p>【無利子】【違約金】最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。【不納欠損】債権放棄0件・時効の援用4件（26年度）</p>			
経過	<p>昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始</p> <p>平成2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施</p> <p>平成3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額</p> <p>平成6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更</p> <p>返済期間を最大40ヶ月以内に延長</p> <p>平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月～12月）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）</p>			
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、貸付け対象となる者が減少している。			
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>連帯保証人が必要 【要件】東京都等の指定区域内に一年前から住所を有し、住民税・国民健康保険料の完納、一定の職業を有し独立の生計を営み保証能力が十分と認められること、等の要件が必要</p>			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		貸付金返還金等	1,020	218	265	768	781	767
一般財源		3,460	3,820	4,042	2,997	1,558	951	299
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	貸付件数 一般	4	0	1	1	0	0	
	貸付件数 特認	1	0	0	0	0	0	
	貸付残高件数（各年度末現在）	639	449	160	84	69	64	
	貸付残高金額（各年度末現在）	53069	40878	20786	13677	12041	11400	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
貸付金		0	貸付金		0	貸付金		900

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 意思確認書回答率（%）	9	14	25	30	40	回答数（5件）/送付件数（20件）
	② 債務者数	84	70	64	60	50	
	③ 返還金	877	602	155	600	650	

（問題点・課題）	26年度貸付金返還金・現年度分45,000円 過年度分110,000円 現年度分返還者1人 過年度分返還者4人 ●毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多い。●22年度に制定された荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について意思確認書により不納欠損処理を実施しているが、時効対象の債権がまだ残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する必要がある。●税・保険料の滞納者、多重債務者から相談が多く、新規の貸付決定が26年度はゼロ。●緊急小口貸付金・生活福祉資金など社会福祉協議会において同様の貸付事業があるため、廃止の検討必要。
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） ※実施機関が社会福祉協議会の区は次の6区。港、新宿、墨田、江東、品川、葛飾 文京区20年度より廃止

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	時効対象にならないものへの督促の強化	現況確認書の送付や電話による状況確認を実施した。	まだ時効の対象にならない者への督促の強化
②	新たに時効対象となった者への意思確認書の送付	新たに時効対象となった者に対し意思確認書の送付し、1名の意思確認を行った。	新たに時効の対象になった者への意思確認書の送付
③	滞納整理の強化	現況の確認を行い、返済方法を対象者に合わせて実施した。	滞納整理の強化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で継続する。

況議 （要質問状）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	金田
				内線	2615		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-01	行旅死亡人等取扱費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成	22年度	根拠	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	福祉の基盤整備				
目的	<p><行旅病人> 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。</p> <p><行旅死亡人等> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。</p>						
対象者等	<p>行旅病人及び行旅死亡人等</p> <p>1. 行旅病人 旅行中に病気などで、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ）</p>						
内容	<p>1. 行旅病人の取扱い・・・行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし</p> <p>2. 行旅死亡人等の取扱い・・・身元不明の死亡人、身元判明で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用請求する。</p> <p>行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし</p> <p>墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。</p>						
経過	<p>行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。</p> <p>平成4年6月15日付、4福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p><行旅病人> 発生後必要があれば救護。費用は扶養義務者の負担。 <行旅死亡人等> 発生後、遺体引取り埋火葬する。遺骨等保管。費用は相続人の負担。※ともに弁償が得られない時は都へ請求。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		行旅病死亡人取扱費都負担金	881	629	363	284	360	604
一般財源		1,383	6,777	7,340	9,654	9,167	7,156	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	【取扱件数】							
	官報掲載	0	1	0	1	2	0	
	行旅死亡人	15	13	14	19	19	16	
	行旅病人	0	0	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	官報掲載料	18	役務費	官報掲載料	0	役務費	官報掲載料	25
委託料	埋火葬委託料	2,491	委託料	埋火葬委託料	1,984	委託料	埋火葬委託料	2,321
扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	277

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	行旅病人	0	0	0	0	0	
②	行旅死亡人等	19	19	16	18	18	
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者が自宅で死亡し、引き取り手がなく区で葬祭を行うケースが発生している。 相続人等を確認するための戸籍調査に時間がかかる。 死亡人の家族関係については個々様々であり、相続人等が判明し連絡をとった場合でも、ずっと音信不通であるなど死亡人とのそれまでの関係から費用弁償を得られないことが多い。 警察から遺体を引渡されるまでに1ヶ月以上経過し、火葬までに日数を要することがある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	遺体引き渡し後の区の戸籍調査で親族が判明することも多いため、警察での身元照会の徹底を依頼する。	同様の事例が発生した際には、その都度警察へ身元照会の徹底について話をしている。	警察の身元調査に時間がかかり遺体引渡しに1か月以上かかることがあり、遺体の状態も悪くなるため早期の引渡しを求める。
②	戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。	警察から可能な範囲で情報提供を受けるため警察担当者と情報交換を行い、身元の判明に繋げている。	戸籍が複雑で照会先が複数箇所になり時間がかかるケースもあるため、戸籍調査はできるだけ迅速に実施する。
③	近年、家庭裁判所への申し立てが必要なケース等複雑で困難なケースが増えており、それに対応するため職員のスキルアップを図る。	発生した事例について、対応方法について職員同士で話し合い、お互いの理解を深め困難事例に対応した。	研究を行い更なるスキルアップを図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	中村 内線 2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-02	遺族会補助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 44年度		根拠	荒川区遺族会補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	福祉の基盤整備				
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進を図る。						
対象者等	荒川区遺族会会員168名（H27.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族等						
内容	【補助対象事業】 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 戦没者追悼式、都内巡拝事業その他の事業の実施に関すること。 (4) 全国戦没者追悼式等の参列者の募集に関すること。 (5) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (6) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 【平成26年度主要事業】 ・ 荒川区戦没者追悼式 平成26年10月23日 サンパール荒川小ホール 参列者48名 ・ 都内巡拝 平成26年12月5日 靖国神社、昭和館 ・ 追悼式・慰霊事業の周知（千鳥ヶ淵・全国・東京都戦没者追悼式、慰霊巡拝等）						
経過	平成7年度まで午前は仏教会主催で午後から区主催の慰安激励大会（映画上映）として実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額 平成16年度以降、補助金額247,000円						
必要性	戦没者遺族の救護及び精神的慰謝を図るため必要						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 荒川区遺族会から補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		247	247	247	247	247	247
①決算額（27年度は見込み）		247	247	247	247	247	247	247
②人件費等		2,443	2,163	847	2,065	832	773	
③減価償却費			1,017	311	807	338	325	
【事務分担量】（%）		30	35	10	25	10	10	
合計（①+②+③）		2,690	3,427	1,405	3,119	1,417	1,345	247
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		2,690	3,427	1,405	3,119	1,417	1,345	247
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	会員数（1月1日現在、人）	237	220	207	195	184	180	168
	追悼式参加数（人）	74	77	77	60	59	48	
	都内巡拝（人）	10	11	14	9	9	9	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	会員数（1月1日現在）	195	184	180	168	164	会員の高齢化により減少
②	追悼式参加数	60	59	48	50	60	会員の高齢化により減少
③	都内巡拝参加数	9	9	9	10	10	会員の高齢化により減少

（問題点・課題分析）	会員の高齢化によって退会者の増加、理事のなり手不足が生じている。会費未納者も増加している。会員の世代交代、新規加入者の増加の見込みが少ない。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、足立区、江戸川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、杉並区、練馬区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	戦後70周年事業に向け、会員に対し理事就任への呼びかけを行い、組織体制を整える。	会費未納者の整理や退会者家族への呼びかけ等実施した。	追悼式や慰霊巡拝等、遺族会の事業について区民に周知し、事業への参加人数を維持する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	遺族会の会員数及び事業の参加者数が減少しているが、現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-09	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	社会福祉協議会補助		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	
			担当者名	田口	内線	2612	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-01	社会福祉協議会補助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 39年度		根拠	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	福祉の基盤整備				
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）						
内容	下記の9事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付 ①社会福祉協議会職員人件費(会長1名、常勤8名分) ②ボランティア活動推進事業費…機関誌「あらんてあ」発行、ボランティア講座の事業経費の一部補助 ③ボランティア活動推進人件費(常勤1名・非常勤1名分) ④地域コーディネーター人件費(非常勤1名分) ⑤重度心身障害者(児)レクリエーション事業…会食を実施。経費を一部補助 ⑥長寿慶祝の会事業…敬老の日に実施する長寿慶祝の会に要する費用を一部補助 ⑦福祉サービスあんしんサポート事業…福祉サービスの利用援助、苦情対応などサービス利用者等に対する支援、成年後見制度推進機関事業経費及び人件費(常勤1名、非常勤3名)の一部補助 ⑧在宅福祉サービス事業…職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等、在宅福祉を支援する各種会員制サービス(にこにこサービス)を提供するための管理運営費、事業経費及び人件費(常勤2名、非常勤6名)の一部補助 ⑨福祉のしごとフェア事業…福祉の仕事に関する就職面接・相談会の事業経費を一部補助						
経過	昭和39年 社会福祉事業法に基づく特殊法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成5年 在宅福祉サービス事業開始 平成6年 荒川区地域福祉活動計画を策定 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転。荒川区福祉公社の解散に伴い事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成21年 非常勤職員の月額報酬の改定 平成22年 地域福祉コーディネーター人件費補助。成年後見活用あんしん生活創造事業の開始に伴い「福祉サービス利用者支援事業」から「福祉サービスあんしんサポート事業」へ名称変更 平成24年 福祉のしごと面接・相談会の開始						
必要性	荒川区における社会福祉事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	124,839	130,934	134,288	130,672	134,231	135,271	145,914
①決算額(27年度は見込み)		117,355	126,127	129,663	124,096	130,735	131,918	145,914	
②人件費等		4,887	6,104	5,928	4,957	416	2,318		
③減価償却費			2,034	2,177	1,936	169	975		
【事務分担量】(%)		60	70	70	60	5	30		
合計(①+②+③)		122,242	134,265	137,768	130,989	131,320	135,211	145,914	
特定財源	国								
	都	地域福祉推進都包括補助金等	1,617	6,638	6,613	6,538	7,195	7,203	7,452
	その他								
一般財源		120,625	127,627	131,155	124,451	124,125	128,008	138,462	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	個人会員数	4052	3886	3753	3646	3506	3226	3215	
	団体会員数	156	157	153	147	143	136	136	
	ボランティア登録者数	1992	2031	1904	1890	1826	1121	1125	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	社協職員人件費	64,700	負担金補助等	社協職員人件費	62,298	負担金補助等	社協職員人件費	67,401
	ボランティア活動推進事業事業・人件費	10,730		ボランティア活動推進事業事業・人件費	12,357		ボランティア活動推進事業事業・人件費	12,625
	地域コーディネーター人件費	2,459		地域コーディネーター人件費	2,613		地域コーディネーター人件費	2,617
	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,186		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,232		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,260
	長寿慶祝の会事業	4,149		長寿慶祝の会事業	4,604		長寿慶祝の会事業	11,561
	福祉サービスあんしんサポート事業	14,255		福祉サービスあんしんサポート事業	14,870		福祉サービスあんしんサポート事業	15,616
	在宅福祉サービス事業費等	33,256		在宅福祉サービス事業費等	33,944		在宅福祉サービス事業費等	34,834

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	3646	3506	3226	3215	3204	会費が年額千円の正会員および2千円以上の特別会員数の合計
	② ボランティア登録者数	1890	1826	1121	1125	1129	荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
	③ 社会福祉協議会での権利擁護等相談件数	911	1059	848	939	892	あんしんサポートへの権利擁護・成年後見に関する問い合わせ件数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の会員数が減少傾向にある。区と社協で連携をし、既存事業について見直し改善を行うことで、新たな会員獲得する必要がある。 ボランティア登録者数が減少傾向にある。ボランティアに対する支援内容について検討の必要がある。 あんしんサポートは、23年度に新たな取組みとして、月2回の成年後見制度説明会や講談で聞くなりやすい説明会等を開催し相談件数等も増加した。今後も引き続き成年後見制度の更なる普及・活用のために区と社協で連携するとともに、社会貢献型成年後見人の育成について検討していく。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 成年後見制度推進機関設置区 22区 社会貢献型後見人選任区 18区（平成26年5月）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	25年度に引き続き既存事業の見直し改善を行うことで、会員増加に取り組み、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。	25年度に引き続き、既存事業の見直し改善に向けての検討を行った。	26年度に引き続き既存事業の見直し改善を行い、会員増加に取り組み社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。
②	区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。	荒川ボランティアセンターにおける既存事業について検討を行った。	引き続き区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。
③	法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について引き続き取り組んでいく。	法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の取り組みについて、検討を行った。	引き続き法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について取り組んでいく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
改善・見直し	改善・見直し	社協への補助事業について、区と社協で連携しより良い事業運営を行う。

況議 （要質 問状）	
------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉部分室管理費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	
			担当者名	田口	内線	2612	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-10-01	福祉部分室管理費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 11年度		根拠				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	福祉の基盤整備				
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会						
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 委託料（保守委託） : エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定 建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃						
経過	平成10年5月 南千住図書館が移転 平成12年2月 旧南千住図書館を教育委員会から引継ぎ福祉部分室とする 福祉部分室に社会福祉協議会事務局移転 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承 平成23年4月 分室管理費に対する社協負担分の割合を変更した。（下記実施方法参照）						
必要性	施設の適切な維持・管理のため必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） [分室管理費のみ直営] 光熱水費に関しては社会福祉協議会負担。保守委託等及び建物の修繕等工事費については、区負担。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		15,113	10,545	4,056	4,251	5,523	4,203
①決算額（27年度は見込み）		12,894	9,371	2,958	3,608	4,143	3,987	4,859
②人件費等		814	872	847	826	416	773	
③減価償却費			291	311	323	169	325	
【事務分担当】（%）		10	10	10	10	5	10	
合計（①+②+③）		13,708	10,534	4,116	4,757	4,728	5,085	4,859
特定財源の推移	国							
	都							
	その他 雑入（光熱水費受入）	1,598	1,605	1,691	2,376	2,690	2,835	2,913
一般財源		12,110	8,929	2,425	2,381	2,038	2,250	1,946
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	工事請負費（単位：円）	9590	5904	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
光熱水費	電気	2,432	光熱水費	電気	2,566	光熱水費	電気	2,637
	ガス	16		ガス	15		ガス	16
	水道	242		水道	253		水道	260
一般需要費	家屋等修繕費	130	一般需要費	家屋等修繕費	52	一般需要費	家屋等修繕費	799
委託料	エレベーター保守管理	781	委託料	エレベーター保守管理	804	委託料	エレベーター保守管理	804
	その他保守点検業務	394		その他保守点検業務	208		その他保守点検業務	240
	樹木剪定等	148		樹木剪定等	89		樹木剪定等	103

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	1㎡管理コスト	4394	5045	4856			821.1㎡
②	修繕実績（件）	2	1	1			家屋等修繕費執行件数
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化による工事・修繕が発生する可能性がある。 ・南千住第三幼稚園と併設のため、工事や修繕などに関して、教育委員会との調整等が必要である。
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	工事及び修繕について、教育委員会との調整、検討を行っていく。	受電設備の老朽化に伴い、蛍光灯の修繕工事を行った。	工事及び修繕について、教育委員会との調整、検討を引き続き行っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	平成23年度より経費負担について社協と按分方法を変更したため、今後の経過を見つつ検討していく。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-11	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	田口
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-13-01	福祉サービス第三者評価事業費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 27年度 <input type="checkbox"/> 26年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	15年度	根拠法令等	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画		
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準						
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	福祉の基盤整備				
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。						
対象者等	区立施設：区立22施設（高齢・障害分野）対象。 民間立施設：都で第三者評価の受審を義務付けられている地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型）を提供する事業所に対し、受審費の補助を実施。						
内容	<p>1 評価の実施方法</p> <p>（1）事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う。</p> <p>（2）利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う。</p> <p>2 評価結果の公表</p> <p>都評価対象サービスを実施している施設の第三者評価の評価結果は、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表される。公表内容は、事業評価及び利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメント等（事業者が同意しなければ公表しないこともできる）。</p>						
経過	<p>平成15年度 東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施（事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した）</p> <p>平成16年度 評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。</p> <p>～18年度（在宅高齢者通所サービスセンター6か所、障がい者関係施設7か所、認可保育所19園） 民間立施設では、認知症高齢者グループホーム3か所、認証保育所7園で受審した。</p> <p>平成19年度 指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスを実施している施設については第三者評価を、都評価対象外サービスを実施している施設については区独自の利用者調査を、3年間の指定管理施設で2年目、5年間の指定管理施設で2年目と4年目に評価を受審。次回の指定管理者選定時の参考資料とする。</p> <p>～26年度 なお、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。</p>						
必要性	福祉サービス第三者評価は、サービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、情報提供することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため、必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 区立施設については区が自ら評価を受審。民間立施設のうち、地域密着型サービスを提供する介護事業所及び認証保育所に対して受審費用を補助（400千円を上限）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	3,499	10,400	4,000	11,720	11,688	8,951
①決算額（27年度は見込み）		3,209	8,739	2,855	7,608	6,787	5,806	14,926
②人件費等		1,629	1,744	1,694	1,652	2,495	2,318	
③減価償却費			581	622	645	1,014	975	
【事務分担量】（%）		20	20	20	20	30	30	
合計（①+②+③）		4,838	11,064	5,171	9,905	10,296	9,099	14,926
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	3,035	6,800	2,855	5,480	7,763	6,206	10,862
	その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源		1,803	4,264	2,316	4,425	2,533	2,893	4,064
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	区立高齢者関係施設 受審数	0	12	0	8	6	0	
	区立障がい者関係施設 受審数	1	6	0	6	2	0	
	区立児童関係施設 受審数	-	-	-	-	-	-	
	民間立施設 補助金交付件数	8	8	8	9	14	19	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	区立施設8か所	1,928	負担金補助	認知症高齢者GH12か所	4,456	委託料	区立施設22か所	8,126
負担金補助	認知症高齢者GH10か所	3,596	及び交付金	小規模多機能型4か所	1,100	負担金補助	認知症高齢者GH12か所	4,800
及び交付金	小規模多機能型3か所	963		定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所	250	及び交付金	小規模多機能型4か所	1,600
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所	300					定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所	400

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	評価受審施設数 (区立高齢者・障害者施設)	14	8	0	22	0	評価を受審した施設の数
②	評価受審施設数 (民間立施設)	9	14	17	18	18	評価を受審した民間立施設への補助金交付件数
③							

(問題点・課題分析)	・地域密着型サービス事業所は、東京都の指針により開設後1年以内に第三者評価を受審することとされているため、新規開設事業所に対し評価受審を促していく。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 福祉サービス第三者評価のうち認知症高齢者グループホームは22区で実施、小規模多機能型居宅介護は21区で実施（平成25年度 東京都福祉サービス第三者評価実績）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	25年度の第三者評価受審状況や受審結果を広く区民に対して公開する。	25年度の第三者評価審査状況や受審結果を広く区民に対して公開した。	第三者評価受審状況や受審結果を広く区民に対して公開する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会（要質問状）	平成16年4定 平成15年2定	介護事業者の実態調査について 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について
----------	--------------------	--

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			需用費	消耗品費	20			
				印刷製本費	684			
			委託料	策定支援委託	3,002			
				新聞折込委託	461			
				声の区報作成委託	33			
				封入配布委託	70			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 日常生活圏域ニーズ調査 (対象者数：人)		25396				
	② " " (有効回収数：人)		16009				
	③ " " (有効回収率：%)		63.0				

（問題点・課題分析）	<p>○区民の意見を積極的に反映していく必要がある。</p> <p>○的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。</p> <p>○策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進・生きがいつくり等高齢者施策に取り組む必要がある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日常生活圏域ニーズ調査等、必要な調査を実施するとともに、必要な施策について全庁的な検討を行う。	実態調査（ニーズ調査、事業所調査等）に基づき、必要な施策について全庁的に検討を行い策定した。	第6期荒川区高齢者プランを推進し、進行管理等を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	平成26年度は、各種調査・分析等を実施し、第6期荒川区高齢者プラン（平成27～29年度：計画策定は3年に1度）の策定を行う。平成27年度は第6期荒川区高齢者プランを推進していく。

況議 （要 質 問 状）	平成20年二定	高齢者実態調査について
	平成22年二定	高齢者実態調査について
	平成23年二定	高齢者プラン策定について（在宅介護の負担軽減策、介護予防の充実）

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-19	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	福祉避難所整備事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名
		担当者名	嶋林	内線
				2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-23-01	福祉避難所整備事業費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	25年度	根拠	災害対策基本法、荒川区地域防災計画
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区避難所運営基準
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	11	福祉の基盤整備	
目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった、高齢者や障がい者のうち要介護度や障害の程度が高く、一次、二次避難所での生活が困難な避難者が避難するための福祉避難所を整備する。			
対象者等	[福祉避難所指定予定施設]（高齢者の福祉避難所のみ） ・ 各区立特別養護老人ホーム ・ 各区立在宅高齢者通所サービスセンター ・ 各法人立特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム「千寿苑」			
内容	荒川区地域防災計画に基づき、高齢者の福祉避難所として14施設（収容人数約600人）を、また、障がい者の福祉避難所として13施設（収容人数約800人）を整備していく。 平成25年度については、各福祉避難所指定予定施設の指定管理者との間で、「協定書」を締結した。 平成26年度は、特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川において福祉避難所設置準備訓練を実施した。 平成27年度以降は、引き続き訓練を実施していくほか、福祉避難所の運営方法等の詳細について、充分検討の上、行動計画等を明文化していく。 また、避難所運営に必要な、災害備蓄物品（食料品・消耗品・備品）については引き続き順次配備していく。			
経過	平成24年7月	福祉避難所指定予定施設	施設長会議	
	平成25年3月	荒川区地域防災計画修正		
	平成25年12月	指定管理者との「協定書」締結		
	平成26年6月	福祉避難所設置準備訓練の開催（特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川）		
	随時	災害備蓄物品の配備		
必要性	平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震による東京の被害想定」からも、最大被害時における区内の避難者数は94,000人を超えると想定されており、中でも災害弱者となる高齢者や障がい者の避難する福祉避難所の整備は急務となっている。			
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 平成25年度 指定管理者の協定締結、災害備蓄品の配備 平成26年度 訓練の実施、災害備蓄品の配備			

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）					13,440	2,262
②人件費等					3,304	7,069	3,863	
③減価償却費					1,291	2,873	1,626	
【事務分担当】（%）					40	85	50	
合計（①+②+③）		0	0	0	4,595	20,147	7,739	4,193
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源		0	0	0	4,595	20,147	7,739	4,193
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	収容可能人員	0	0	0	0	600	600	600

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	食料品、消耗品	6,640	需用費		580	需用費		3,000
備品購入費	災害用備品	3,565	備品購入費		1,670	備品購入費		1,193

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	収容可能人員	0	600	600	600	600	
②							
③							

（問題点・課題 分析）	福祉避難所の整備においては、平成25年度より防災備蓄物品（備品、消耗品、食料品）の取得及び保管を続けてきており、備蓄面においては、他区と比較しても、ある程度の備蓄を進めてきている。 一方で、マンパワーの確保、防災無線など連絡体制の整備については、課題となっており、今後、指定管理者等と連携の上、解決していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	福祉避難所の運営に必要なマンパワーの供給策を民間事業者の協力も視野に入れ、区と指定管理者が連携のもと検討していく。	指定管理者との検討会等を繰り返し実施しているものの、抜本的な解決策には至っていない。	福祉避難所の運営に必要なマンパワー供給策の取りまとめ。
②	平成25年度に指定管理者と締結した「協定書」を基に、詳細な役割等について調整していく。	詳細な役割や施設側の災害時における動きを明文化するため、施設側マニュアルの策定に向け、検討を重ねている。	平成26年度に実施した訓練を基に、各福祉避難所指定施設が自主的に訓練を実施できるよう、環境を整備していく。
③	避難訓練等を実施するとともに、不足する災害備蓄品や運営上の課題点を抽出していく。	平成26年6月に福祉避難所設置準備訓練を実施し、それにより得られた課題等を踏まえ、平成27年度の予算策定につなげた。	各福祉避難所指定施設との連絡体制の構築。防災無線等の設備機器の配備。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会を形成するため、必要不可欠な事業であり、必要性が極めて高い。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-47	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	地域包括ケア多職種協働運営支援事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	谷井
		担当者名	石黒	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-02	地域包括ケア多職種協働運営支援事業			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	24年度	根拠	介護保険法	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区地域ケア会議設置運営要綱	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	11	福祉の基盤整備		
目的	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、関係者と共通の課題認識を持ち、さまざまな社会資源を活用できる環境づくり、地域を支える仕組みづくり、自立支援型ケアマネジメントの標準化・質の向上を図り、介護予防・重度化防止を目指す。				
対象者等	介護サービス事業所、利用者及びその家族、専門職（管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉の知識を有する専門職等）				
内容	<p>1 ケア会議の実施</p> <p>(1) 圏域会議の実施</p> <p>各地域包括支援センターが中心となって圏域ごとに毎月開催する。会議には、地域包括支援センター職員、アドバイザー（管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉の知識を有する専門職等）、区職員が参加し、個別ケースの課題整理、支援方針や目標の明確化を図ることで、参加職員のOJTを行う。また、個別ケースの検討を通して地域課題を把握する。</p> <p>(2) 中央会議の実施</p> <p>区が地域包括支援センターと協働して年4回程度開催する。会議には、区関係部署の職員、地域包括支援センター職員、専門職等がテーマに応じて参加し、圏域ケア会議等において把握した課題等について整理・検討し、他の事業につなげたり、さまざまな社会資源を活用できる環境づくり、地域を支える仕組みづくりを促進する。</p>				
経過	<p>平成24年10月 地域ケア会議（中央会議・圏域会議）開始 検討対象は、軽度者（二次予防事業対象者、要支援者、要介護者1・2）が中心 中央会議・圏域会議いずれもケース検討を実施</p> <p>平成26年4月 地域包括ケア多職種協働運営支援事業を介護保険課から高齢者福祉課に事務移管 圏域会議はケース検討、中央会議は地域課題の整理・検討を実施</p> <p>平成27年4月～ 地域ケア会議（圏域会議）の検討対象を軽度者に限定せず実施</p>				
必要性	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、適切な介護サービスの提供、活用できる社会資源の紹介、地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議の実施・継続は必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 圏域ケア会議の実施については、各地域包括支援センターの業務の一つとして委託				

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額					4,602	1,474	1,320	
①決算額(27年度は見込み)					780	808	1,320	
②人件費等				9,087	9,149	6,153		
③減価償却費				3,550	3,718	2,991		
【事務分担量】(%)				110	110	92		
合計(①+②+③)	0	0	0	12,637	13,647	9,952	1,320	
特定財源	国				308	320	515	
	都				154	160	258	
	その他				318	170	291	
一般財源	0	0	0	12,637	12,867	9,302	256	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	地域ケア会議実施数(検討ケース数)				37(176)	69(272)	87(267)	96(184)
	①中央会議実施数(検討ケース数)				11(66)	12(63)	3(-)	4(-)
	②圏域会議実施数(検討ケース数)				26(110)	57(209)	84(267)	92(184)

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	アドバイザー報酬（個人）	687	報償費		675	報償費		1,038
需用費	飲料代	6	役務費		132	役務費		282
役務費	アドバイザー報酬（法人）	87						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 地域ケア会議実施回数	37	69	87	96	96	中央会議と圏域会議の合計実施回数
	② 圏域会議実施数	26	57	84	92	92	
	③ 圏域会議検討ケース数	110	209	267	184	184	

（問題点・課題 指標分析）	地域ケア会議（中央会議）は、圏域会議で把握された地域課題について検討する場としているが、課題の整理や地域づくり・資源開発に繋がる取り組みが十分に行われていない。 高齢者支援に係る会議体が増えており、それぞれの会議体の目的・機能等の整理、明確化が必要である。
	（実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 品川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	把握した地域の課題を他の事業に繋げるための仕組みづくりと、そのための地域ケア会議運営方法の見直しを図る。	地域ケア会議（中央会議）は個別ケースの検討を行わず、圏域会議で把握された課題の整理を行った。	26年度の検討結果を踏まえて、地域の課題解決にむけた事業の実施や他の事業との連携を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で重要な事業である。

況議（要質問状）	26年6月 地域ケア会議について
----------	------------------